

「市有地を活用した地産地消の再エネ発電事業」

パートナー事業者公募に対する質問への回答【A 社】

NO	質問事項	質問事項の内容	回答内容
1	参加意向書の提出に関して	参加意向書を提出する際には、必ず共同事業者を確定しておくべきなのか。（1社限定か？または複数社記載しておくべきか） 後で追加することができるのか。	共同企業体で応募する場合は、原則共同事業者を確定させたいと、参加意向表明を行うものとしますが、募集要項 P17 に記載のとおり、共同企業体の構成者の変更など、参加意向書提出後に変更が生じた場合は、市が認めたうえで、受付期間終了後においても必要書類を再提出することができます。ただし、当初提出した参加意向書に記載の主たる事業者が構成員から外れない場合に限りです。
2	本提案を提出した後の変更に関して	参加意向書提出時に報告した共同事業者を後に変更（または追加・削除）することはできるのか。	No.1 と同様
3	太陽光の実績がある事業者とは	実績の定義は具体的に何になるか。 太陽光発電の開発をしたことがあることなのか。 それとも工事完了までなのか。 あるいは発電所を保有しているということなのか。	設計や施工、維持管理、電力供給等の一連の実績を有している場合に参加要件を満たすものとします。 なお、募集要項 P17 に記載の「太陽光発電事業の実績を証する書類の写し」などにより、実績を確認します。

4	電力単価に関して	電力単価というのは当該発電所にて発電した電力のみに基づくものか。雨天や降雪などで発電ができず電力会社より買電にて補填した場合、補填部分にもその価格は適応されるのか。	電力単価を含む電力契約の内容については、事業者と需要家との協議により決定することとし、提案書には実際に電力契約を締結する際の予定単価を記載してください。ただし、市有施設に供給する場合は、募集要項 P3 に記載のとおりとしますが、必ずしも市が電力契約を確約するものではありません。
5	電力供給期間	電力供給期間を 17 年間以上としておりますが、市は最長何年まで契約をすることが可能でしょうか。事業者としては長い方が投資回収しやすく、PPA 単価も低くすることが可能です。	電力供給期間の上限は定めておりません。
6	電力供給開始時期	令和 12 年 4 月からの供給開始とのことですが、電力会社との接続契約、許認可手続等の事業者自由ではない理由で間に合わない場合は供給開始時期を遅らせることは可能でしょうか。令和 12 年 4 月は必須条件でしょうか。	パートナー事業者公募では、遅くとも令和 12 年 4 月から発電開始することを原則としておりますが、周辺関係者との合意形成及び許認可手続等に時間を要するなど、やむを得ない事由が発生した場合は、発電開始時期について市と協議のうえ決定することとします。
7	地盤調査時期	太陽光発電所設置工事費用の検討にあたり、地盤調査（サウンディング試験、ボーリング試験）などを実施した上で提案書の提出がしたいのですが、提案書提出までの期間において事業者負担にて地盤調査を実施させていただけますでしょうか。既に市において地盤調査実施をされていれば調査結果をご提供願います。	過去に市で地盤調査は実施しておりませんが、提案書提出までの期間において事業者負担で調査を実施することは可能ですので、希望があればご相談ください。

8	提案資格の要件	日本国内の本店を有し、とは外資系企業の参加は不可ということでしょうか。外資系企業の日本支社が日本で法人登記をしている法人は参加要件を満たしますでしょうか。	外資系企業であるか否かは関係なく、提案を行う者の本社または本店が国内にあり、法人登記している法人であれば提案資格を満たすものとしします。
9	発電設備の保有に関して	「主たる事業者」が最終的に発電所の保有をする必要がありますか。 弊社は開発事業者のため、通常、工事可能の段階になると親会社や他事業者様へ事業譲渡を行っております。そのため、現段階で発電所を保有しておりません。今回の応募にあたり弊社が「主たる事業者」で参加し、仮に優先事業者として選んでいただいた場合、事業に係る権利義務や設備の譲渡・継承は可能でしょうか。もし仮に「ここまでであれば主たる事業者の変更が可能」というタイミングがあればその点も教えていただきたく存じます。	本事業に係る太陽光発電設備の所有者は、提案者または共同企業体を構成する者であれば問題ございません。また、本事業に係る権利義務及び設備について、第三者への譲渡、継承させ権利を担保に供することは原則できませんが、やむを得ず事業者変更が生じる場合は市と事業者で協議することとします。
10	融資先に関して	融資に関連するスキームで資産を保有する構造が変わってしまう場合は認められるか。何らかの事情で予定していた融資形態や融資先が提案時と優先事業者決定後で異なってくる場合、変更は可能か。（予定していた銀行から融資がなされなくなってしまったので、別の銀行に話したところ融資してくれることが決まった等）。	提案内容に沿って事業を進めることを原則としますが、やむを得ず当初計画から変更が生じる場合は市と事業者で協議することとします。

11	土地の賃貸に関して	賃貸の更新体系を「同条件での自動更新」という形で契約に含められるか。	土地賃貸借契約の詳細については、自動更新とするかも含めて市と事業者で協議させていただきます。
12	太陽光の実績がある事業者に関して	参加資格の「太陽光発電所の実績」のパターンとして、国内に本社があり、国内に発電所保有の実績はないが、国内の太陽光発電事業の小売り電気事業を行ったことがある。この企業が単独で応募した場合は参加条件を満たせますか。	小売電気事業の実績のみでは、提案資格の要件である太陽光発電事業の実績としてみなすことはできず、単独での提案はできませんが、設計や施工、維持管理、電力供給等を行う者で構成され、共同企業体として一連の実績を有している場合は参加要件を満たすものとします。
13	PPA 方式に関して	PPA 方式でのスキームを計画しているが、フィジカル PPA とバーチャル PPA がある。バーチャル PPA でのスキームは可能か。また、この二つに評価の違いはあるか？	パートナー事業者公募においては、どちらのスキームも提案可能とします。評価について、募集要項の記載内容以上の回答は致しかねますが、提案を受けて総合的に評価します。
14	共同事業者の削除に関して	12 月期限の提案書を提出するまでの間に主たる事業者以外の共同事業者の削除をする場合、削除する会社からの同意書類等が必要か。	共同企業体協定書を再提出してください。
15	参加意向書の提出添付書類（太陽光発電事業の実績を証する書類の写し）について	弊社としては実績を直接保有していないが、弊社が出資し設立に関与した SPC は実績の対象となるのか。 弊社と SPC との関係性（出資割合、役員構成等）を示す資料を添付することで、実績を証する書類の写しとして認めていただくことは可能か。	SPC における出資者としての具体的な実績を明示いただき、個別具体的に判断することとなります。